

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩沼市長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	岩沼市 (4211)
地域名 (地域内農業集落名)	根方地区 (根方)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の担い手として地元農業法人と認定農業者が中心となり営農しているものの、規模が小さいために収入が少ない、更に収入が少ないために人手の確保もできず、人出の確保ができないために規模の拡大もできない悪循環に陥っており、将来の見通しが立てられない現状である。また、専業農家が少なく、兼業農家が多い地域である。地元農業法人はライスセンターがないうえ、機械の更新時期も近く、営農自体が難しくなっている。近隣の原、玉崎、2つの農事組合法人とお互いに補い合う営農も視野に入れ、今後の経営を検討している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米のみの営農から転作し、大豆・麦・畑作物の生産を考えるものの、着手したことのない品目への転換は非常に難しいところである。法人構成員でも協議を行い、今後の営農類型について合意形成を図りたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

根方を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
法人を中心に集積・集約化を進め、まずは現状を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法人を中心に集積・集約化を進め、まずは現状を維持する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備実施済。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の集落営農ではなく、近隣の地域とともに株式会社を設立することで、法人内の意思決定を迅速にし、営農の効率化を図る。これによって安定した収入を確保し、若い人材の雇用につなげる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
実施なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ワイヤーメッシュを用いて、有害獣被害対策を行っている。
- ②農薬、肥料の適正使用。
- ③ボートによる薬剤散布を実施し、省力化を図っていく。
- ⑤地域内に「ポポープロジェクト」に加入し、ポポーの栽培を行っている農業者がおり、「幻の果物」と称されることもあるポポーの生産に希望を持ちながら、その発展・周知に努めていく。
- ⑦農地の適切な保全管理。